

東京科学大学理学院物理学系 化学処理室利用規則

令和 6 年 10 月 10 日
物理学系会議 制定

1. 本規則は、本学の職員、学生および本学特別研究員が、物理学系化学処理室(南五号館 B08 AB 号室。以下、化学処理室と言う)を利用する際の規則を定めるものである。
2. 化学処理室の設備は、薬品保管庫・銀ロウ加工設備・純水製造装置・ドラフト等で構成される。
3. 化学処理室の利用にあたっては、安全を最優先とする。
4. 化学処理室を利用するためには、まず、利用者の所属する研究室を代表する教員が、化学処理室利用申請書・兼誓約書(様式2)を先端物理計測開発室宛に提出し、物理学系長より利用許可を得る必要がある。
5. 入室は、共用カードキーシステムにより管理される。化学処理室備え付けの PC と付属機器で共用設備運用管理システムにログインし、機械の利用前後に貸出・返却登録を必ず行う。化学処理室の中にある薬品保管室(B08B 号室)の鍵は、利用許可を得た希望研究室に配布する。
6. 化学処理室備え付けの備品や消耗品は、化学処理室外への持ち出しを禁ずる。
7. 利用後には、掃除と整理整頓をする。特に薬品類をこぼした場合には、確実に清掃を行う。各研究室から器具類を持ち込んだ場合は、放置しないで必ず持ち帰ること。やむを得ず一時保管する必要がある場合は、先端物理計測開発室に連絡すること。
8. 原則として、化学処理室内には共用の物品以外は設置不可とする。どうしても各研究室所有の保管庫などを継続的に設置したい場合には、先端物理計測開発室の許可をとること。
9. 薬品保管室内にある共用の薬品庫の鍵は、先端物理計測開発室と物理南五事務室で管理する。使用した薬品類は必ず元の保管場所に戻し、退室する際には薬品保管庫と薬品保管室の施錠を確認する。薬品自体の管理責任は、各研究室が負う。
10. 可燃性の薬品を銀ロウ加工設備付近に置かないこと。
11. 銀ロウ加工設備を利用する際は、先端物理計測開発室の定める者の付き添いのもとで行うこと。

12. 利用中に薬品保管庫・銀ロウ加工設備・純水製造装置・ドラフト等の故障が生じた場合、あるいは発見した場合、先端物理計測開発室に速やかに連絡し、必要な指示を受けること。なお、誤った利用による場合には、弁済を求めることがある。
13. 化学処理室を利用中に事故または火災が発生した場合は、利用研究室の責任において全学規則に従い、必要な対応を行うと共に、総合安全センターに事故・災害報告書(速報、および本報告)を提出する。また、物理学系長および先端物理計測開発室にその写しを提出する。
14. 本規則に従わない場合には、利用の許可を取り消すことがある。
15. 本規則の改訂には、先端物理計測開発室の議を経たのち、物理学系会議の承認を必要とする。

付則

1. 本規則は令和 6 年 10 月 1 日より運用する。
2. 11 項の「先端物理計測開発室の定める者」の定義は、銀ロウ加工設備の取り扱いの経験がある教員、またはそれに準ずる者とする。

(様式2)

平成 年 月 日

物理学系長 殿

所属:

身分:

氏名:

化学処理室利用申請書、兼誓約書

物理学系化学処理室利用規則を遵守し、物理学系化学処理室を利用すること、ならびに利用中に発生した事故に関しては、申請者が全責任を負うことを誓約いたしますので、研究室所属の教職員、学生の化学処理室の利用を許可していただけますようお願いします。